

# 九州大学における男女共同参画

平成 22 年 4 月 1 日  
九州大学

## ・基本理念

平成 11 年に成立した男女共同参画社会基本法は男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とであると明記しています。この法のもとでは全ての人々が、性別にかかわらず能力を十分に発揮して活躍し、あらゆる分野において対等に参画する機会が確保される社会を目指しています。九州大学は、明治 44 年の創設以来、創造性と多様性を尊重し、自由闊達な学風に基づく知の探求を推進してきました。責任と成果を分かち合う活力に満ちた大学をめざし、本学は人権尊重に基づく男女共同参画推進のための基本理念を以下のように掲げます。

男女共同参画の意識の醸成

仕事と生活の調和

国際的視点も含めた多様な価値観の尊重

立案および決定への男女共同参画の推進

## ・基本方針

本学は、以下に掲げる基本方針に従い、その具体的方策の実施に努めるとともに、実施状況等を学内外に向けて公表します。各部局は、本学における基本理念や基本方針を踏まえ、部局における男女共同参画を推進するための方針を定め、その実現に向けて計画的に取り組むこととします。

### 1. 男女共同参画の意識の醸成と情報発信

男女共同参画を推進するには、九州大学における現状とその問題点を明らかにし、全学で共通の認識を持つことが重要です。修学や就業支援をはじめとした男女共同参画関連の情報を学生及び教職員に向けて発信し、男女共同参画社会への意識を醸成するとともに仕事と生活の調和に関する意識啓発に努めます。

国、地方自治体、企業及び他大学などの学外組織とも連携し互いに情報交換するとともに、九州大学における活動を広く国際的にも発信します。

## **2 . 仕事と生活の調和・修学及び就業環境の整備**

学生、教職員それぞれが心身の健康を保持し、学業や仕事とそれ以外の生活を調和させることが望まれます。それを可能とする適正な修学・就業時間を遵守するとともに、修学・就労環境を整備します。

また、学生及び教職員の修学・就業環境を著しく損なうハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為の防止・対策に真摯に取り組みます。

## **3 . 国際的視点も含めた多様な価値観の尊重に関わる教育・研究の充実**

学生が、社会や文化の中に存在する性差の問題への洞察力を備え、固定的な性的役割分担意識にとらわれず、国際的視点も含めた多様な価値観を尊重できる社会人となるべく、男女共同参画やジェンダー学関連の教育・研究体制の量的・質的充実を図ります。

自ら男女共同参画を実践し、かつ社会において、より良い男女の共生を可能にする社会システムづくりに貢献できる人材、及びジェンダーに関わる様々な問題について考察、追究する研究者の養成に努め、男女共同参画社会の実現に寄与します。

## **4 . 立案及び決定への男女共同参画の実施**

教員、事務系職員を問わず、職位が上がるほど、女性の比率は低下する現状に対して、職位別の男女比率を改善していく積極的な取り組みを推進する必要があります。

特に教育・研究職及び管理運営業務における女性の参画の拡大は、男女共同参画において重要であり、本学は、男女構成のバランスを考慮した、女性研究者等の採用・昇任ならびに指導的地位への登用を推進し、立案及び決定への男女共同参画の実施を積極的に行います。

## ・基本施策

基本理念、基本方針とこれまでの経過（後述）をふまえ、九州大学における男女共同参画の一層の推進を図るため平成 22 年度からの 6 年間に以下の施策に取り組みます。

### 1．男女共同参画の意識の醸成と情報発信

#### 1) 学生及び教職員に対する男女共同参画の意識の醸成

- ・ 男女共同参画推進の啓発のための研修会等の定期的な実施による意識の醸成を図る。
- ・ 全職員、特に管理職を対象とする仕事と生活の調和に関する研修会等の実施による意識啓発を図る。

#### 2) 学生及び教職員に対する情報発信・収集

- ・ 男女共同参画に関するHP、ニューズレター、ポスター、ちらし等を活用して情報提供を行う。
- ・ 育児及び介護休業制度等に関する情報を周知する。
- ・ 男女共同参画に係るアンケート調査(育児休業取得の実態など)を実施する。
- ・ 男女共同参画推進状況等を取りまとめた年次報告書を作成する。

#### 3) 学外に対する情報発信・連携の促進

- ・ 国、地方自治体、企業、初等中等教育機関など男女共同参画関連の学外組織や他大学との連携を推進する。
- ・ 女性研究者支援事業を推進している他大学や他機関との情報交換に努める。
- ・ 男女共同参画に積極的に取り組んでいる諸外国の大学・機関との交流を図る。
- ・ 九州大学での男女共同参画の取り組みや女性研究者の活躍を、中高生をはじめ広く学外へ発信する。

### 2．仕事と生活の調和・修学及び就業環境の整備

#### 1) 処遇・評価

- ・ 男女ともに年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得を奨励し、家族や友人との充実した時間を持ち、自己啓発や地域活動への参加のための時間が持てるなど、修学や仕事と個人の生活の調和を図る。
- ・ 各部局の男女共同参画を推進する取組に対する評価方法の確立及び優れた取組に対するインセンティブの付与とその実施方法について検討する。
- ・ 女性研究者の出産・育児期による任期の延長について検討する。
- ・ 妊娠・出産および育児や介護にかかる期間を教育・研究業績の停滞期間とは捉えない評価の方法について検討し、改善する。

## 2) 出産・育児・介護支援

- ・ 教職員及び学生を対象とする育児環境（休業制度、学内保育施設など）の利用状況に関する実態を把握し、その結果を踏まえた運営の充実と改善を図り、利用しやすい就労・修学環境を整備する。
- ・ 男女ともに育児・介護休業や休暇を取得しやすい環境や子どもの豊かな成長を十分に育むことができる環境を整備する。
- ・ 若手研究者等及び学生の出産・育児について、キャリア形成が持続するための支援を行う。
- ・ 出産・育児期、介護、複数世帯、また、社会貢献等の理由で研究時間の確保が困難な女性研究者を研究補助者の措置により支援し、女性研究者が研究できる環境を整備する。

## 3) ハラスメント

学生及び教職員の修学・就業環境を著しく損なうハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為の防止・対策に真摯に取り組む。

# 3．国際的視点も含めた多様な価値観の尊重に関わる教育・研究の充実

## 1) 教育の充実

- ・ カリキュラムの中にジェンダー関連授業を積極的に増設すると共に、ジェンダー関連の教育体制を整備する。
- ・ 教育活動に国際的視点も含めた多様な価値観やジェンダーの視点を取り入れることにより、広い視野に立ったジェンダー問題への学生の理解を高める。

## 2) 研究の充実

- ・ ジェンダーの視点を取り入れて、全学問分野において「知」の見直しを行い、新しい「知」の生産に資するように、ジェンダー研究を積極的に奨励するとともに、その成果を発信する。
- ・ 研究活動に国際的視点も含めた多様な価値観やジェンダーの視点を取り入れることで、ジェンダー問題への理解を高める。

# 4．立案及び決定への男女共同参画の実施

## 1) 女性教員・研究者の採用・昇進

- ・ 文部科学省科学技術振興調整費『女性研究者養成システム改革加速』事業を実施するとともに、大学独自の改善策を推進する。
- ・ 新規採用のうち女性教員比率 25%や各部局における大学院生の男女比率に基づいた職階別の女性教員比率等の目標設定を奨励する。また、部局毎の達成目標とそのプロセスを明示化し、その活動に対する評価方法の確立及

びインセンティブの付与による実効性を高める。

- ・ 平成 27 年度までに女性教員の比率を 13% となるよう目指す。
- ・ 女性教員の昇進や指導的地位への登用においては女性比率を高めるように努める。

## 2) 女性職員の採用・昇進

- ・ 女性職員の能力や技術等を評価する中で、積極的に女性の採用や昇進を進め職位別の男女比率を改善してゆく。

## (参考)これまでの取組

九州大学では、男女共同参画社会基本法の施行を受け、これまで以下の取組を行ってきました。

背景 1：平成 11 年 男女共同参画社会基本法 制定

背景 2：平成 12 年 国大協提言（平成 22 年までに女性教員比率を 20% に）

平成 12 年度 九州大学将来計画小委員会に「女性教員採用の促進」を提言

平成 13 年度 「男女共同参画の推進に関する検討ワーキンググループ」設置

平成 14 年度 「セクシュアル・ハラスメント等防止委員会」を設置

平成 15 年度 『九州大学の男女共同参画の推進するための提言書』刊行

平成 16 年度 男女共同参画の推進を支援するため「男女共同参画推進室」を設置

背景 3：第 3 期 科学技術基本計画（女性研究者採用目標を 25% に）

平成 18 年度 学内の研究助成制度に「女性枠」の設置

女性教員の支援のため「出産・育児期研究助成制度」を開始

文部科学省委託事業「女子中高生理系進路選択支援事業」採択

（出前授業・啓発資料で理系進学者の多様なロールモデルを紹介）

「九州大学の男女共同参画推進について」（平成 18 年 11 月 17 日）により、  
基本理念及び基本方針等を策定

3 つの基本方針

- 1) 男女共同参画意識の醸成
- 2) 修学及び就業環境の整備
- 3) 教員の男女比率の改善

平成 19 年度 全学教育に「女性学・男性学」に関する科目を追加

文部科学省科学技術振興調整費『女性研究者支援モデル育成』事業

「世界へ羽ばたけ！ 女性研究者プログラム」採択

女性研究者支援室の設置

事業内容

- ・ 各世代の多忙な女性研究者への研究補助者の措置
- ・ 国際的に活躍する若手人材育成（国際学会参加、国際誌投稿支援）
- ・ 次世代（中高生、大学生、院生）への啓発活動（セミナー・冊子）

文部科学省大学改革推進事業

『地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム』

「女性医療人きらめきプロジェクト」採択

女性医療人教育実践センターの設置

事業内容

- ・ 女性研究者、女性医療人に特化した集中的支援

背景4：平成20年 内閣府「女性の参画加速プログラム」（医師、研究者、公務員の比率アップへ）

平成20年度 大学改革推進経費（運営費交付金）の学内配分において、女性教員の在籍状況をインセンティブとして優遇措置を設定

大学執行部に初の女性理事・副学長及び総長特別補佐が就任

セクシュアル・ハラスメントをハラスメントの一類型とし、「ハラスメント防止委員会」に名称変更

平成21年度 男女共同参画の更なる推進のため「男女共同参画推進室」を4部門体制に拡充

室長に新たに女性教員（総長特別補佐）が就任

箱崎キャンパスに学内乳児保育施設「たんぼぼ保育室」開設（4月）

文部科学省科学技術振興調整費『女性研究者養成システム改革加速』事業「女性枠設定による教員採用・養成システム」採択

女性研究者支援室を女性研究者キャリア開発センターに拡充・改組  
事業内容

・女性に限定した教員公募の実施、女性教員へのキャリア支援

病院地区に学内保育施設「ひまわり保育園」開設（11月）

伊都地区に学内保育施設「たけのこ保育園」開設（3月）